

## ① ひとり親家庭への養育費受取支援およびその他支援について

厚生労働省発表の平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、離婚後に養育費を受け取るべき監護親の56%が一度も養育費を受給していません。その結果、多くの監護親が、仕事と育児を自力で両立させなければならない困難な境遇にあり、平成28年の国民生活基礎調査ではひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と報告されています。

昨年4月の民事執行法改正により、離婚後に支払うべき養育費を支払わないためまたは不当に減額するため財産を隠し財産開示手続きに応じない非監護親には6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金という刑事罰が科されるようになり、これまでよりは支払いが期待される状況にはなりました。

しかし、監護親側が養育費を受け取れていない理由は「相手と関わりたくない」が31%、「相手に支払う意思がないと思った」が17.8%など様々にあり、相手と交渉することに危険を感じるなどの弱みにつけ込まれていることは想像に難しくなく、また、弁護士や裁判所を通じた情報取得手続きなどは誰にでも手軽にできるものではありません。

このような境遇のひとり親を支援するための独自の施策を導入する自治体も出てきており、本町も幸福度日本一を目指すのであれば、子どもの幸福のために何らかの支援策を導入すべきと考え、以下質問いたします。

- (1) 離婚を考えている人・離婚をした人に対し、養育費不払いなどの問題が発生しないために、例えば法律相談など、町として何か支援・対応は行っているか。
- (2) 離婚の際に養育費の受け取りをより確実とするための調停申立や公正証書作成の実務的支援および費用補助はできないか。
- (3) 兵庫県明石市の昨年7月から実施した事業のように、町が監護親に代わり直接督促、それでも支払わなければ町が立て替えて、その後、町が非監護親に請求・徴収を行うことはできないか。直接の立て替えや督促が難しければ、監護親が保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の保証料の補助はどうか。
- (4) 幼稚園・保育園等への入園申請をする際、親がすでに働いている世帯の方が求職中の親よりも優先されることになっているが、これでは求職活動が限定され、就職後に子どもを入園させられるところが見つからず就業をあきらめざるを得ないケースなども考えられるので、平等に扱うべきではないか。

## ② 時代に合った校則改定および改定への生徒の参画について

今年3月、長崎県教育委員会は県内の公立高校・中学校計237校のうち、約58%にあたる137校で下着の色を白と校則で指定しているとの調査結果を公表し、「人権問題になりかねない」として、各校で校則を再検討し必要に応じて改定するようにと3月2日付で通知し、改定にあたっては児童生徒や保護者の意見を反映させることも求めたと報じられました。

しかしその一方で、3月9日の長崎県議会文教厚生委員会において、県教育庁児童生徒支援課の課長が「社会通念上合理的とみられる範囲内で学校が下着の色を定めているという認識」と、いまだ長崎県は前時代的な感覚での学校管理を行っていると指摘する発言をしています。

これらを受け、3月に本町の3中学校の校則を確認したところ、合理性・必然性があるとは思えない、疑問を感じる校則がいくつかありました。校則も各校の特色の一つでもあり、教育委員会が全校に一律かつ強制的な指導を行うことは慎重であるべきですが、児童生徒の人権の尊重・配慮は本町全体の人権感覚が問われるとこ

ろだと考えますので、校則・学校規則・学校管理について、以下質問いたします。

- (1) 3月2日付の当該通知を受け、本町の各中学校でも校則の見直しを行ったか。または今後行う予定はあるか。
- (2) 校則の見直しにあたり児童生徒および保護者の意見を取り入れるという方針についてどう考えるか。
- (3) 本町の中学校でも肌着の色が指定されている学校があるが、本町教育委員会としても生徒の下着の色を指定することに何らかの合理性・必然性があると考えているのか。
- (4) 来年度より長与第二中の制服が選択制となるが、性的マイノリティの生徒への配慮および防寒面からの選択制導入であるならば、当然に長与中・高田中も同様に配慮し導入すべきと思うが、どうか。